

乳児院

指導監査セルフチェックリスト

(令和7年度)

【 目 次 】

施設運営	(設問①～⑨)	...	4
職員体制	(設問①～⑩)	...	6
保健衛生	(設問①～⑦)	...	10
安全対策	(設問①～⑪)	...	12
児童処遇	(設問①～⑧)	...	14
職員処遇	(設問①～⑪)	...	16
経理関係	(設問①～⑥)	...	18

【 根 拠 法 令 等 （ 略 称 ） 】

○法令

略称	正式名称	公布等年月日
児童福祉法	児童福祉法	昭和22年12月12日
社会福祉法	社会福祉法	昭和26年3月29日
設備運営基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	昭和23年12月29日
労働基準法	労働基準法	昭和22年4月7日
労働基準法施行規則	労働基準法施行規則	昭和22年8月30日
パート労働法	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律	平成5年6月18日
労働安全衛生規則	労働安全衛生規則	昭和47年9月30日

○国通知等

略称	正式名称	公布等年月日
児童福祉行政監査通知	児童福祉行政指導監査の実施について	平成12年4月25日
乳児院運営指針	乳児院運営指針	平成24年3月29日
受水槽の衛生確保通知	社会福祉施設における飲用井戸水及び受水槽の衛生確保について	平成8年7月19日
避難確保計画作成通知	要配慮者利用施設の管理者等に対する避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について	平成29年8月23日
措置費等国庫負担金通知	児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について	平成11年4月30日

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【施設運営】	①施設運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ・ 入所する者の援助に関する事項 ・ その他施設の管理についての重要事項	☐	☐	☐	設備運営基準 第13条第1項 児童福祉施設（保育所を除く）においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。 1 入所する者の援助に関する事項 2 その他施設の管理についての重要事項
	②職員の資質向上のため、研修の機会を確保しているか。 また、施設長は、2年に1回以上、資質向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受講しているか。（やむを得ない理由がある場合を除く。）	☐	☐	☐	設備運営基準 第7条の2第2項 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 第22条の2 第2項 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
	③苦情に適切に対応するため、以下のような苦情解決の仕組みを確立しているか。 ・ 苦情解決責任者の設置 ・ 苦情受付担当者の設置 ・ 第三者委員の設置 ・ 苦情解決の仕組みを文書で配布し、また掲示しているか。	☐	☐	☐	設備運営基準 第14条の3第1項 児童福祉施設は、苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 乳児院運営指針 第Ⅱ部 4－(4)－② ・ 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）を整備する。 ・ 苦情解決の仕組みを文書で配布するとともに、わかりやすく説明したものを掲示する。
	④定期的に第三者評価を受けるとともに、自ら業務の質の評価を行っているか。	☐	☐	☐	設備運営基準 第24条の3 乳児院は、自らその行う法第37条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 第Ⅱ部 8－(8)－① 3年に1回以上、第三者評価を受けるとともに、定められた評価基準に基づいて毎年自己評価を実施する。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【施設運営】	⑤職員(かつて職員であった者を含む)が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じているか。	☐	☐	☐	設備運営基準 第14条の2 第1項 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 第2項 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
	⑥各年度の事業計画について、施設の運営理念や基本方針の実現に向けた中・長期計画の内容を反映して策定しているか。	☐	☐	☐	乳児院運営指針 第Ⅱ部 8-(2)-② 各年度の事業計画を、中・長期計画の内容を反映して策定する。
	⑦実習生の受入れと育成について、積極的に取り組んでいるか。	☐	☐	☐	乳児院運営指針 第Ⅱ部 8-(6)-① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的に取り組む。
	⑧以下の設備があるか。 ・ 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室、便所 ※乳幼児10人未満の場合は、養育のための専用の室、相談室を設けること。	☐	☐	☐	設備運営基準 第19条 乳児院(乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)10人未満を入所させる乳児院を除く。)の設備の基準は、次のとおりとする。 1 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。 2 寝室の面積は、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上であること。 3 観察室の面積は、乳児1人につき1.65平方メートル以上であること。 第20条 乳幼児10人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。 1 乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。 2 乳幼児の養育のための専用の室の面積は、1室につき9.91平方メートル以上とし、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上であること。 第24条 乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、これを観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等								
		適	否	非該当									
【施設運営】	⑨居室について、以下の定員及び面積基準を満たしているか。 <table><tr><td></td><td>面積基準</td></tr><tr><td>寝室</td><td>2. 47㎡/人</td></tr><tr><td>観察室</td><td>1. 65㎡/人</td></tr><tr><td>養育のための専用の室 ※10人未満の場合</td><td>2. 47㎡/人 ※9. 91㎡以上</td></tr></table>		面積基準	寝室	2. 47㎡/人	観察室	1. 65㎡/人	養育のための専用の室 ※10人未満の場合	2. 47㎡/人 ※9. 91㎡以上	☐	☐	☐	設備運営基準 第19条 乳児院(乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)10人未満を入所させる乳児院を除く。)の設備の基準は、次のとおりとする。 1 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。 2 寝室の面積は、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上であること。 3 観察室の面積は、乳児1人につき1.65平方メートル以上であること。 第20条 乳幼児10人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。 1 乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。 2 乳幼児の養育のための専用の室の面積は、1室につき9.91平方メートル以上とし、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上であること。
	面積基準												
寝室	2. 47㎡/人												
観察室	1. 65㎡/人												
養育のための専用の室 ※10人未満の場合	2. 47㎡/人 ※9. 91㎡以上												
【職員体制】	①以下の職員が配置されているか。 ・小児科の診療に相当の経験を有する医師または嘱託医 ・看護師 ※一部は保育士または児童指導員でも可。 ・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員 ・栄養士又は管理栄養士 ・調理員 ※調理の全部を外部に委託する場合を除く。 ・心理療法担当職員 ※心理療法を行う必要がある児童が10人未満である場合を除く。 ・保育士 ※乳幼児20人を超えて入所させる場合を除く。 ※乳幼児10人未満の場合は、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員、調理員を置くこと。	☐	☐	☐	設備運営基準 第21条 乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 第22条 乳幼児10人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。								
	②施設長は、設備運営基準第22条の2の資格要件を満たしているか。	☐	☐	☐	設備運営基準 第22条の2 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 1 医師であつて、小児保健に関して学識経験を有する者 2 社会福祉士の資格を有する者 3 乳児院の職員として3年以上勤務した者 4 都道府県知事(指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の長とする。第27条の2第1項第4号、第28条第1号、第38条第2項第1号、第43条第1号、第82条第3号、第94条及び第96条を除き、以下同じ。)が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの イ 法第12条の3第2項第4号に規定する児童福祉司(以下「児童福祉司」という。)となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間 ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間 ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)								

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【職員体制】	③施設長は、専任者として常勤しているか。	☐	☐	☐	社会福祉法 第66条 社会福祉施設には、専任の管理者を置かなければならない。
	④施設長、職員が兼務している場合、法令等で認められたものであるか。	☐	☐	☐	設備運営基準 第8条 必要に応じ児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所者の居室及び特有の施設並びに入所者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。
	⑤児童指導員は、設備運営基準第43条の資格要件を満たしているか。	☐	☐	☐	設備運営基準 第43条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 1 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校・施設を卒業した者 2 社会福祉士の資格を有する者 3 精神保健福祉士の資格を有する者 4 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 5 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者 6 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 7 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 8 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの 9 学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの 10 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
	⑥保育士は、児童福祉法第18条の6の資格を有し、同法第18条の18の登録を受けているか。（保育士証が交付されているか。）	☐	☐	☐	児童福祉法 第18条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。 1 都道府県知事の指定する指定保育士養成施設を卒業した者 2 保育士試験に合格した者 第18条の18 第1項 保育士となる資格を有する者が保育士となるには、保育士登録簿に、氏名、生年月日その他省令で定める事項の登録を受けなければならない。 第3項 都道府県知事は、保育士の登録をしたときは、申請者に第1項に規定する事項を記載した保育士登録証を交付する。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等						
		適	否	非該当							
【職員体制】	⑦看護師の総数は、通じて、以下の基準を満たしているか。 <table border="1"> <tr> <td>乳児及び満2歳に満たない幼児</td><td>1.6人につき1人</td></tr> <tr> <td>満2歳以上満3歳に満たない幼児</td><td>2人につき1人</td></tr> <tr> <td>満3歳以上の幼児</td><td>4人につき1人</td></tr> </table> ※上表の合計が7人未満である場合は、7人以上配置すること。 ※保育士または児童指導員でも可だが、乳幼児10人の場合は2人以上、乳幼児10人を超える場合は、10人増すごとに1人以上、看護師を配置すること。 ※乳幼児10人未満の場合は、看護師は7人以上配置すること(1人を除き、保育士または児童指導員でも可。	乳児及び満2歳に満たない幼児	1.6人につき1人	満2歳以上満3歳に満たない幼児	2人につき1人	満3歳以上の幼児	4人につき1人	☐	☐	☐	設備運営基準 第21条 第5項 看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上(これらの合計数が7人未満であるときは、7人以上)とする。 第6項 看護師は、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある乳児院にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項及び次条第2項において同じ。)又は児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。))をもつてこれに代えることができる。ただし、乳幼児10人の乳児院には2人以上、乳幼児が10人を超える場合は、おおむね10人増すごとに1人以上看護師を置かなければならない。 第22条 第2項 看護師の数は、7人以上とする。ただし、その一人を除き、保育士又は児童指導員をもつてこれに代えることができる。
乳児及び満2歳に満たない幼児	1.6人につき1人										
満2歳以上満3歳に満たない幼児	2人につき1人										
満3歳以上の幼児	4人につき1人										
⑧家庭支援専門相談員は、設備運営基準第21条第2項の資格要件を満たしているか。	☐	☐	☐	設備運営基準 第21条 第2項 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 児童福祉法 第13条 第3項 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。 1 都道府県知事の指定する児童福祉司もしくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、または都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者 2 学校教育法に基づく大学または旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの 3 医師 4 社会福祉士 5 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの 6 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、省令で定めるもの							

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等																									
		適	否	非該当																										
【職員体制】	⑨心理療法担当職員は、設備運営基準第21条第4項の資格要件を満たしているか。	☐	☐	☐	設備運営基準 第21条 第4項 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。																									
	⑩措置費上の職員配置が適切にされているか。 ・ 各種加算が行われている場合、加算に対応した職員配置がなされているか。 ・ 措置費算定上、常勤でなければならない職員について、非常勤職員を配置していないか。	☐	☐	☐	措置費等国庫負担金通知 第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法 2 事務費の保護単価の設定方法 (1)児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たりの事務費の月額保護単価の設定は、別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価(別表2に基づき算定した額)をそのまま設定するものとする。ただし、次表の「1配置改善加算分保護単価」の第2欄に掲げる職員配置の改善を行った場合には、同表の第3欄に定める「配置改善加算分保護単価」に読み替えてそのまま設定すること。 また、次表の「2里親支援専門相談員加算分保護単価」から「18社会的養護処遇改善加算費」の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。(次表及び別表1は省略) 別表2 児童福祉施設の職種別職員定数表 (参考:加算職員一覧(乳児院10人未満を入所させる乳児院を除く。)) <table><tr><th>加算種別</th><th>加 算 職 員 数 等</th></tr><tr><td>里親支援専門相談員加算</td><td>2人まで。</td></tr><tr><td>心理療法担当職員加算</td><td>2人まで。</td></tr><tr><td>小規模グループケア加算</td><td>児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)</td></tr><tr><td>家庭支援専門相談員加算</td><td>2人まで。</td></tr><tr><td>医療児ケア児等受入加算</td><td>児童指導員、保育士又は看護師2人。管理宿直等職員1人。(非常勤)</td></tr><tr><td>指導員特別加算</td><td>児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)</td></tr><tr><td>ボイラー技士雇上費加算</td><td>ボイラー技士1人。(非常勤)</td></tr></table> (参考:加算職員一覧(乳児院10人未満を入所させる乳児院)) <table><tr><th>加算種別</th><th>加 算 職 員 数 等</th></tr><tr><td>里親支援専門相談員加算</td><td>2人まで。</td></tr><tr><td>心理療法担当職員加算</td><td>1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。</td></tr><tr><td>個別対応職員加算</td><td>1人。</td></tr><tr><td>小規模グループケア加算</td><td>児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)</td></tr></table>	加算種別	加 算 職 員 数 等	里親支援専門相談員加算	2人まで。	心理療法担当職員加算	2人まで。	小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)	家庭支援専門相談員加算	2人まで。	医療児ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師2人。管理宿直等職員1人。(非常勤)	指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)	ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)	加算種別	加 算 職 員 数 等	里親支援専門相談員加算	2人まで。	心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。	個別対応職員加算	1人。	小規模グループケア加算
加算種別	加 算 職 員 数 等																													
里親支援専門相談員加算	2人まで。																													
心理療法担当職員加算	2人まで。																													
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)																													
家庭支援専門相談員加算	2人まで。																													
医療児ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師2人。管理宿直等職員1人。(非常勤)																													
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)																													
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)																													
加算種別	加 算 職 員 数 等																													
里親支援専門相談員加算	2人まで。																													
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。																													
個別対応職員加算	1人。																													
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)																													

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等								
		適	否	非該当									
【保健衛生】	①入所者の健康診断について、入所時に実施しているか。 また、少なくとも年2回の定期健康診断を実施しているか。	☐	☐	☐	<table border="1"> <tr> <td>家庭支援専門相談員加算</td><td>1人。</td></tr> <tr> <td>医療的ケア児等受入加算</td><td>児童指導員、保育士又は看護師2人。 管理宿直等職員1人。</td></tr> <tr> <td>指導員特別加算</td><td>児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)</td></tr> <tr> <td>ボイラー技士雇上費加算</td><td>ボイラー技士1人。(非常勤)</td></tr> </table>	家庭支援専門相談員加算	1人。	医療的ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師2人。 管理宿直等職員1人。	指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)	ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。												
医療的ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師2人。 管理宿直等職員1人。												
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)												
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)												
②職員の健康診断について、以下の通り実施しているか。 ・ 雇い入れ時 ・ 定期健康診断 … 年1回 ・ 深夜業務(夜勤)を行う者 … 6ヶ月ごとに1回	☐	☐	☐	設備運営基準 第12条第1項 児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 労働安全衛生規則 第43条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、健康診断を行わなければならない。 労働安全衛生規則 第44条 事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期的に、医師による健康診断を行わなければならない。 労働安全衛生規則 第45条 事業者は、特定業務従事者に対し、六ヶ月以内ごとに一回、定期的に、医師による健康診断を行わなければならない。									
③設備、食器等について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じているか。 また、飲用に供する水について、受水槽により供給している場合、残留塩素の有無の検査、清掃など、衛生上必要な措置を講じているか。	☐	☐	☐	設備運営基準 第10条 第1項 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等または飲用に供する水については、衛生上必要な措置を講じなければならない。 〈参考〉受水槽の衛生確保通知 受水槽により供給される飲用水についても、管理の徹底を図ることが必要である。受水槽の設置者又は管理者は、受水槽の残留塩素の有無について検査し、残留塩素が検出されない場合は、受水槽の清掃を行う等の措置を講じること。									

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【保健衛生】	④「感染症マニュアル」や「衛生管理マニュアル」を作成し、感染症または食中毒の発生や蔓延の防止に努めているか。	☐	☐	☐	設備運営基準 第10条 第2項 児童福祉施設は、感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 乳児院運営指針 第Ⅱ部 1-(6)-③ ・感染症に関する対応マニュアル等を作成し、感染症や食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。 第Ⅱ部 5-① ・感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させる。 ・衛生管理マニュアル等を作成し、職員に周知する。
	⑤入所者の清潔を維持できるよう、入浴または清拭(しき)が適切に行われているか。	☐	☐	☐	設備運営基準 第10条 第3項 児童福祉施設(助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。)においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、または清拭しなければならない。 児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(1)-第1-1-(4) 入所者の入浴又は清拭(しき)は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。
	⑥入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換を行う場合、適切に行われているか。	☐	☐	☐	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(1)-第1-1-(5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。
	⑦入所者の被服、寝具について、衛生的に管理されているか。	☐	☐	☐	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(1)-第1-1-(6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【安全対策】	①非常災害対策計画(防災マニュアル)を作成しているか。	☐	☐	☐	設備運営基準 第6条第1項 児童福祉施設は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
	②避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回実施しているか。 また、うち1回は、夜間訓練(夜間を想定した訓練)が実施されているか。	☐	☐	☐	設備運営基準 第6条第2項 避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。 児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(1)-第2-3-ウ 消火訓練及び避難訓練は(中略)そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。
	③消防法令に基づく防火設備等について、専門業者により定期的に点検が行われているか。	☐	☐	☐	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(1)-第2-3-ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。
	④「事故発生対応マニュアル」を作成しているか。	☐	☐	☐	乳児院運営指針 第Ⅱ部 5-① ・事故の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させる。 ・事故発生対応マニュアル等を作成し、職員に周知する。
	⑤不審者等の侵入防止のため、防犯訓練を行うなど、不測の事態に備えているか。	☐	☐	☐	乳児院運営指針 第Ⅱ部 5-③ ・外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練な不測の事態に備えて対応を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、必要な協力が得られるよう努める。
	⑥災害や事故発生に備え、危険箇所の安全点検を行っているか。	☐	☐	☐	乳児院運営指針 第Ⅱ部 5-③ ・災害や事故発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施する。
	⑦水防法、土砂災害防止法に基づき、市町村が定める「地域防災計画」に記載された施設について、「避難確保計画」(水害や土砂災害に対応した避難に係る計画)を作成しているか。	☐	☐	☐	避難確保計画作成通知 今般、水防法等の一部を改正する法律が施行され、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務づけられました。 避難確保計画を未だ作成していない等、義務を履行していない施設に対しては、早急に義務が履行されるよう、丁寧な指導をお願いします。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【安全対策】	⑧安全計画を策定しているか。	☐	☐	☐	設備運営基準 第六条の三 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を 含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画 に従い必要な措置を講じなければならない。 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画 の変更を行うものとする。
	⑨業務継続計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施しているか。	☐	☐	☐	設備運営基準 第九条の四 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 児童福祉施設は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。
	⑩感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施しているか。	☐	☐	☐	
	⑪児童の通園や園外活動のために自動車を運行する場合、児童等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認しているか。	☐	☐	☐	設備運営基準 第六条の四 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。 2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転車席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【児童処遇】	①自立支援計画について、個々の乳幼児について策定しているか。	☐	☐	☐	設備運営基準 第24条の2 乳児院の長は、第23条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。
	②個々の乳幼児の心身の状況、生活状況、家庭環境、学校での様子などを収集した記録（ケース記録等）は整備されているか。	☐	☐	☐	設備運営基準 第14条第1項 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 乳児院運営指針 第Ⅱ部 3-(1)-① ・子どもの心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校での様子などを必要な情報を収集し、統一した様式に則って記録する。 第Ⅱ部 3-(2)-① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録する。 ・入所からアフターケアまでの養育・支援の実施状況を、家族及び関係機関とのやりとり等を含めて適切に記録する。
	③記録等に基づいたアセスメント(評価)は、子どもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議の上、行われているか。	☐	☐	☐	乳児院運営指針 第Ⅱ部 3-(1)-① ・アセスメントは、乳幼児の担当職員をはじめ、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行う。
	④レクリエーションの実施等が適切になされているか。	☐	☐	☐	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(1)-第1-1-(8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【児童処遇】	⑤地域社会との交流及び連携を図っているか。 (例: ボランティア活動の参加、お祭りなどの活動への参加の支援等)	☐	☐	☐	設備運営基準 第5条 第2項 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 乳児院運営指針 第Ⅱ部 6-(2) ①子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行う。
	⑥入所中の児童に対し、職員による虐待行為等はないか。	☐	☐	☐	設備運営基準 第9条の2 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 児童福祉法 第33条の10 この法律で、被措置児童等虐待とは、(中略)施設職員等が、委託された児童、入所する児童または一時保護が行われた児童について行う次に掲げる行為をいう。 1 身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行 2 わいせつな行為をすることまたはわいせつな行為をさせること 3 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、職員としての養育または業務を著しく怠ること 4 著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動
	⑦児童虐待(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等)の防止に向けての取組がされているか。	☐	☐	☐	行政指導監査通知 別紙1-2-(2)-第1-1-[児童入所施設]-(2) 被措置児童等虐待(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等)防止に向けての取組がされているか。
	⑧入所者個人の状況を考慮し、自立・自活等への支援・援助が行われているか。	☐	☐	☐	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(1)-第1-3 入所者個人の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【職員処遇】	①職員に関する帳簿は整備されているか。 ・出勤簿又はタイムカード ・年休処理簿 等	☐	☐	☐	設備運営基準 第14条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。
	②労働条件通知書(雇用契約書)を交付しているか。 明示事項:労働契約期間、有期労働契約を更新する場合の基準 就業場所・業務、始業・終業時刻、時間外労働の有無、 休憩時間、休日、休暇、賃金、退職	☐	☐	☐	労働基準法 第15条第1項 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。 同条第2項 前項の規定によって明示された労働条件が事実と相違する場合は、労働者は、即座に労働契約を解除することができる。
	③②で明示された労働条件と勤務実態に相違はないか。	☐	☐	☐	パート労働法 第6条第1項 事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、労働基準法第15条第1項に規定する省令で定める事項以外のものであって省令で定めるものを文書の交付等により明示しなければならない。
	④所定労働時間は1日8時間、週40時間(44時間)を超えていないか。	☐	☐	☐	労働基準法 第32条第1項 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について40時間を超えて、労働させてはならない。 同条第2項 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について8時間を超えて労働させてはならない。
	⑤変形労働時間制を採用している場合、1週間あたりの労働時間は法定の範囲内となっているか。 ・1か月単位の変形労働時間制を新規に採用する場合 ⇒就業規則の変更、労使協定の締結により採用する場合は労働基準監督署への届出が必要 ・1年単位の変形労働時間制を新規に採用する場合 ⇒労使協定の締結及び就業規則の変更、労働基準監督署への届出が必要	☐	☐	☐	労働基準法 第32条の2 1か月単位の変形労働時間制とは、1か月以内の一定の期間を平均し、1週間当たりの労働時間が40時間(特例措置対象事業場は44時間)以下の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度 第32条の4・第32条の4の2 1年単位の変形労働時間制とは、労使協定を締結することにより、1年以内の一定の期間を平均し1週間の労働時間が40時間以下(特例措置対象事業場も同じ)の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【職員処遇】	⑥時間外及び休日労働に関する協定（36協定）を締結し、所轄労働基準監督署に届け出ているか。	☐	☐	☐	労働基準法 第36条第1項 使用者は、労働組合または労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、労働基準監督署に届け出た場合においては、協定の定めるところによって労働時間を延長し、または休日に労働させることができる。
	⑦給与から法定外控除を行っている場合、賃金控除に関する協定（24協定）を締結しているか。	☐	☐	☐	労働基準法 第24条第1項 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。また、法令に別段の定めがある場合または当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合、労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。
	⑧宿日直がある場合、労働基準法第41条に基づく行政官庁の許可を受けているか。	☐	☐	☐	労働基準法 第41条第1項 この章、第六章及び第六章の二で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、次の各号の一に該当する労働者については適用しない。 三 監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けたもの
	⑨年次有給休暇が適切に付与されているか。	☐	☐	☐	労働基準法 第39条第1項 使用者は、雇入れから起算して6か月継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤した労働者に対し、10日の有給休暇を与えなければならない。 （注）週所定労働日が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者（パート労働者）についても、年次有給休暇の比例付与が必要。ただし、年間の勤務日が48日に満たない場合は不要。
	⑩必要な諸規程が整備され、規程に基づいた運用がなされているか。 （管理規程、就業規則、給与規程の規定と実態との整合性）	☐	☐	☐	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(1)-第2-1-(2) 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた運用がなされているか。
	⑪通勤・住宅手当等各種手当が規定され、適正に支払われているか。	☐	☐	☐	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(2)-第2-2-(1) 通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【経理関係】	①経理規程に基づき、以下について適切な運用がなされているか。 ・ 小口現金について、保管額が経理規程に定める限度額を超えていないか。 ・ 会計処理(収入または支出)にあたって、経理規程に基づき、「会計伝票」等で処理しているか。 ・ 契約にあたり、入札または随意契約を行う場合、経理規程に基づく要件を満たしているか。 ・ 契約にあたり、経理規程に基づき、適正に相見積書を徴収しているか。 ・ 契約にあたり、経理規程に基づき、契約書または請書を作成しているか。	☐	☐	☐	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(1)-第2-1-(2) 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。
	②支出にあたり、業務上必要なものに支出するなど、適切な会計処理が行われているか。	☐	☐	☐	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(2)-第2-1 措置費等を財源に運営する児童福祉施設の経理事務は、適切に事務処理され、措置費等が適正に行われているか。
	③現金、預金、印鑑等について、適切に保管しているか。	☐	☐	☐	(1) 予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。 (2) 会計経理が適切に行われているか。 ア 運営費の請求金額が適正に行われているか。 イ 事業費と事務費の流用が適正に行われているか。 ウ 利用者負担金(職員給食費等、延長保育料、一時保育利用料、私的契約児利用料)が適正な額となっているか。 エ 他の会計間の貸借が適正に行われているか。 オ 現金、預金等の保管が適正に行われているか。 カ 内部牽制体制が確立され、適正に行われているか。
	④内部牽制体制が確立され、経理事務が適正に行われているか。	☐	☐	☐	
	⑤入所中の児童に係る給付金(児童手当・子ども手当)の支給を受けている場合、金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するなど、適切に管理しているか。	☐	☐	☐	設備運営基準 第12条の2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、入所中の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 1 児童に係る当該金銭等を、その他の財産と区分すること。 2 当該金銭は、給付金の支給の趣旨にしたがって用いること。 3 当該金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。 4 当該児童が退所した際は、速やかに当該児童に取得させること。
	⑥措置費の弾力的運用について、適切な運用がなされているか。 ※「措置費の弾力的運用に係る事前提出資料」により確認。	☐	☐	☐	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(1)-第2-1 (9) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。 ア 施設の運営が適正に行われた上で、運営費の弾力運用が行われているか。 (10) 高額の当期末支払資金残高等を有している場合、入所者処遇等に必要な改善を要するところはないか。当期末支払資金残高等を有している場合は、過大な保有を防止する観点から当該年度の運営費収入の30%以下の保有となっているか。